

米国の高地産綿花に対する補助金

(パネル報告 WT/DS267/R、提出日 2004 年 9 月 8 日)

中川淳司

I. 事実の概要

1. 事案の概要

本件は、米国が 1996 年農業法¹と 2002 年農業法²に基づいて 1999 年から 2002 年まで交付した高地産綿花 (upland cotton, *Gossypium hirsutum*) 生産者への補助金その他の国内措置およびその根拠法が、農業協定、補助金相殺措置協定(以下「SCM 協定」)および 1994 年のガットに違反するとして、ブラジルがその廃止と是正を申し立てたものである。

パネル報告はブラジルの申立をおおむね認めて、米国が削減約束対象外、あるいは対抗措置対象外と主張したいいくつかの国内助成措置をグリーンボックス補助金と認めず、その他の国内助成措置についても、米国の補助金削減約束違反を認定した。また、輸出信用保証など一定の輸出補助金を削減約束をかいぐる迂回措置、あるいは禁止補助金と判断した。

米国は本パネル報告を不服として上級委員会に申立を行ったが、上級委員会でパネル報告の判断が大筋において維持された場合、米国の農業政策は抜本的な見直しを余儀なくされることになる。米国は 2002 年農業法の下で同様の巨額の補助金を高地産綿花以外の多数の作物に対しても交付しているからである。また、本パネル報告は、現在進行中の WTO 農業交渉にも重大な影響を与えることが予想される。³他方で、米国の国内政治状況は、農業政策の抜本的な見直しを認める情勢にはない。

本件は、WTO の主要な加盟国の農業保護政策に対する挑戦という意味で、EU バナナ事件の再来を感じさせるものである。また、米国にとっては、巨額の補助金交付が WTO 協定違反と認定されたという意味では、FSC 事件に続くケースである。最終的な解決までは紆余曲折が予想される。

ブラジルが WTO 協定違反を申し立てた米国の国内措置とその根拠法は多岐

にわたる (7.200-7.250) が、以下ではこれらを 4 つのカテゴリーに分類してその概要を紹介する。

(1) 国内助成措置 (domestic support measures)

1 販売ローンプログラム支払い (market loan programme payments, 以下「MLP 支払い」)

所定の要件を満たす綿花生産者に対して市況が好転するまで作物を貯蔵しておくためのつなぎ融資をするもの。

2 使用者販売支払い (user marketing (Step 2) payments, 以下「Step 2 支払い」)

綿花を購入して国内で使用する者あるいは輸出する者に対して、北欧向け輸出価格が北欧の基準価格を上回った場合に、ローンレート⁴の 130% との差額を上限として、差額を補填するもの。

3 生産調整契約支払い (production flexibility contract payments, 以下「PFC 支払い」)

基準期間(1980 年代初・中期)に作付けされた指定作物について、基準作付面積に応じて生産者に毎年一定額を支払うもの。⁵1996 年農業法の下で支払いは年々減額され、最終的には廃止されるとされていた。2002 年農業法で廃止されたが、代わって後述の DP 支払いが導入された。

4 市場損失補助支払い (market loss assistance payments, 以下「MLA 支払い」)

市況の悪化による損失を補填するため、PFC 支払いに追加して交付されるもの。1998、1999、2001 年に交付。

5 直接支払い (direct payments, 以下「DP 支払い」)

指定作物の生産者に対して、基準作付面積に応じて毎年一定額を支払うもの。PFC 支払いの代替策として 2002 年農業法で導入。基準期間は 1998-2001 年に更新された。また、年次削減は行われず、毎年の支払額は固定された。

6 景況対抗支払いないし価格変動対応型支払い (counter-cyclical payments, 以下「CCP 支払い」)

指定作物ごとに目標価格 (target price) を設定し、市場価格またはロー

ンレートの高い方に DP 支払いを加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補填するもの。DP 支払いと同じく、基準作付面積に応じて支払われる。1996 年農業法で廃止された不足払い制度を 2002 年農業法で事実上復活させたもの。⁶

- 7 作物保険支払い (crop insurance payments, 以下「CI 支払い」)
天災その他による損失を補填するもの。1999 年連邦作物保険法(以下「FCI」)⁷および 2000 年農業リスク保護法(以下「ARP」)⁸に基づく。
- 8 綿実支払い (cottonseeds payments, 以下「CS 支払い」)
綿実生産者に対してアドホックの追加的緊急支援を行うもの。ARP で導入。⁹

(2) 輸出信用保証措置 (export credit guarantee measures)

- 1 General Sales Manager 102 (以下「GSM 102」)
指定農産物の輸出に対する外国銀行の輸出信用(期間 90 日-3 年)に対して保証するもの。
- 2 General Sales Manager 103 (以下「GSM 103」)
期間 3 年-10 年の輸出信用に対して保証するもの。
- 3 供給者クレジット保証プログラム (Supplier Credit Guarantee Programme, 以下「SCGP」)
米国農産物の輸出者に対して海外購入者の代金支払いの信用 (期間 180 日以内) を保証するもの。¹⁰

(3) 2000 年 FSC 廃止・域外所得除外法(以下「2000 年 ETI 法」)に基づく輸出補助金

(4) 以上 (1) から (3) に係る法令それ自体 (as such)

ブラジルは以上の措置および法令が以下の WTO 協定の規定に違反すると主張した (7.251)。

- ・ 国内助成削減約束対象からの除外に関する農業協定附属書 2。

- ・ 輸出補助金に関する農業協定 3 条 3 項、8 条、9 条 1 項、10 条 1 項。
 - ・ 禁止補助金に関する補助金相殺措置協定（以下「SCM 協定」）3.1 条(a)、(b)、3.2 条。
 - ・ 相殺可能補助金に関する SCM 協定 5 条(c)、6 条 3 項(c)、(d)。
 - ・ 1994 年のガット XVI 条 1 項、3 項。
 - ・ 1994 年のガット 条 4 項。
- そして、以上の措置は農業協定 13 条(a)、(b)(ii)、(c)(ii) で救済されないと主張した (7.252)。

2 . 手続の時系列¹¹

- 2002 年 9 月 27 日 ブラジルが米国に協議要請
- 2002 年 12 月 19 日 第 1 回 2 国間協議
- 2003 年 1 月 17 日 第 2 回 2 国間協議、合意に至らず
- 2003 年 2 月 6 日 ブラジルがパネルの設置を要請
- 2003 年 3 月 18 日 DSB がパネルの設置を決定
- 2003 年 5 月 19 日 WTO 事務局長がパネルの構成を以下の通り決定
 - Mr. Dariusz Rosati (主査)、Mr. Mario Matus、Mr. Daniel Moulis
 - (以下の国・地域が第三国参加：
 - アルゼンチン、オーストラリア、ベニン、カナダ、チャド、中国、EC、インド、ニュージーランド、パキスタン、パラグアイ、台湾、ベネズエラ)
- 2003 年 7 月 22-24 日、10 月 7-9 日、12 月 2-3 日 パネル審理
- 2004 年 4 月 26 日 パネルが中間報告書を当事国に提示
- 2004 年 5 月 17 日 ブラジルと米国が中間報告の見直し要請を提出
- 2004 年 6 月 3 日 ブラジルと米国が互いの中間報告見直し要請へのコメントを提出
- 2004 年 6 月 18 日 パネルが最終報告書を当事国に提示
- 2004 年 9 月 8 日 パネル報告が WTO 加盟国に配布される

・報告要旨

先決問題に関する論点（論点 A から論点 D まで）

論点 A . 農業協定 13 条に関する審理を他の論点に関する審理に先行させるべきか

1 . 申立国 (ブラジル) の主張

- (a) DSU 付属書 2 の紛争解決手続に関する特例リストに農業協定 13 条は挙がっていない。この条文に関する審理を他の審理に先行させる理由はない (para.7.2、以下番号のみ)。
- (b) 当事国はパネルの中間報告に対してコメントする機会を保証されており、農業協定 13 条に関するパネルの判断部分について別途にコメントする機会を当事国に提供する必要はない (7.7)。

2 . 被申立国 (米国) の主張

- (a) パネルに対して、農業協定 13 条 (休戦条項) に関する審理を他の論点に関する審理に先行して実施することを提案する。ブラジルは米国の少なくとも 12 の法令に関して WTO 協定の 17 の条文に関する申立を行っており、農業協定 13 条に関する審理で(米国の主張通りに)決着するならば、パネルの負担は大幅に削減される。DSU12 条 1 項、2 項はパネルに審理手続の決定に関して広範な裁量を認めている (7.1)。
- (b) パネルに対して、農業協定 13 条に関する判断の中間報告を提示するよう要請する。この重要な規定に関する紛争解決の先例はなく、当事国はこの点に関するパネルの判断についてコメントする機会を与えられるべきである (7.6)。

3 . パネルの判断

- (a) DSU 付属書 2 のリストは限定列举であり、農業協定 13 条がそこに挙がっていない以上、この規定に関する審理は DSU の一般的な手続に従う。
- (b) しかし、DSU12 条 2 項は、パネル手続を不当に遅延させないことを条件に、報告を質の高いものにするために十分に弾力的な手続を定めることをパネルに認めている。事案の複雑さを勘案し、手続を秩序だったやり方で有効かつ効率的に進めるために、本パネルは、農業協定 13 条に関する判断を 2003

年 9 月 1 日までに提示する。その間、他の論点に関する判断は差し控える。2003 年 7 月 22-24 日の第 1 回実質審理第 1 セッションで、当事国および第三国は農業協定 13 条に関するクレームを陳述し、農業協定 13 条で言及されている他の条文に関するクレームを陳述することを求められない。¹²ただし、農業協定 13 条に関連しない他のクレームについては、第 1 回実質審理で陳述すべきである (7.5)。

パネルは第 1 回審理で農業協定 13 条に関する当事国および第三国のクレームを十分に聴取した。しかし、審理の中間段階でこの点に関するパネルの判断を出すことは差し控える。この点に関するパネルの判断は、他の論点に関する判断とともに中間報告で提示する。2003 年 10 月 7-9 日の第 1 回実質審理第 2 セッションで、他の論点に関するクレームを聴取する (7.9)。

(論点 A-2 . 国内助成に関するデータの提出 (7.20-7.42) (略))

論点 B . 関連する WTO 協定の条項の検討順序

1 . パネルの判断

関連する諸協定間の相互参照関係と相互の適用関係によれば、本件措置・法令の WTO 協定適合性の判断に当たっては、まずその農業協定適合性を判断し、次いで SCM 協定、そして 1994 年のガット XVI 上適合性を判断することが適切である (7.261)。¹³

論点 C . 証明責任

1 . 申立国の主張

農業協定 13 条適合性の立証は積極的抗弁 (affirmative defence)¹⁴であり、証明責任は米国が負う (7.265)。

2 . 被申立国の主張

農業協定 13 条は加盟国の権利義務関係の均衡の一部を構成しており、米国の 13 条違反の証明責任は申立国であるブラジルが負う (7.266)。

3. パネルの判断

証明責任に関する WTO 紛争解決手続の通常のルールに従えば、あるクレームについては当該クレームを主張する側が最初の証明責任を負い、それが果たされた場合には他方の側に反駁の証明責任が移る (7.270)。農業協定 13 条も例外ではない。申立国であるブラジルが米国の同条違反の *prima facie* の証明責任を負う (7.285)。

論点 D. 農業協定 13 条にいう “exempt from actions” の意義

1. 申立国の主張

パネルに対して、農業協定 13 条の規定によって除外される行動 (actions)、すなわち DSU に従って SCM 協定その他の違反に関するクレームを提出することが許されるかどうかをまず決定することを求める (7.288, 7.303)。

2. 被申立国の主張

“exempt from actions” とは、対象措置が同条に合致する場合、SCM 協定その他が認めている救済措置を申立国がとるための許可を DSB から得られないことを意味するに過ぎない。“actions” とは、加盟国の共同行動である紛争解決手続への付託や DSB の決定を意味する。米国の主張は農業協定 13 条適合性に関して、DSU 付属書 2 のリストに挙がっていない特別の紛争解決手続を設けるものであり、認められない (7.289)。

3. パネルの判断

論点 A で述べたように、農業協定 13 条適合性に関する特別の紛争解決手続は存在しない (7.292)。“exempt from actions” の文言解釈としては米国の解釈に同意するが、この解釈に基づく米国の結論(パネルは他の論点の検討より先に 13 条適合性について判断する)には同意しない (7.306)。13 条適合性に関する判断を他より先行させることを義務づける規定は存在しない。ただし、紛争を付託されたパネルが検討の適切な順序の観点から、また審理手続の流れの観点からこの点を勘案することはありうる (7.314)。以上の解釈は規定の文脈および条約の目的からも支持されるし (7.312-7.320)、農業協定の起草過程の分

析からも支持される (7.321-7.325)。

実体問題についての論点

論点 E . PFC 支払いと DP 支払いはグリーンボックス補助金にあたるか(農業協定 13 条(a) 項および同附属書 2)

論点 E-1 . 生産調整支払いとデカプリング(附属書 2 の 6(b) 節)

1 . 申立国の主張

PFC 支払いと DP 支払いの受給資格は基準期間後の生産タイプによって制限されており、¹⁵附属書 2 の 6(b) 節に違反する (7.358)。

2 . 被申立国の主張

PFC 支払いと DP 支払いの受給者は生産を義務付けられていないので、生産から切り離されている (decoupled) 。附属書 2 の 6(b) 節の要件は満たされている (7.360)。

3 . EC(第三国)の主張

本件スキームは生産者にいかなる作物を生産することも、また何も生産しないことも認めている。これを全体として見れば、デカプリングの要件は満たされている (7.363)。

4 . パネルの判断

6(b) 節は、デカプリングが認められる要件の 1 つとして、支払いが基準期間後の生産のタイプに関連しないこと (related to) あるいは基づかないこと (based on) を要求する (7.366)。

PFC 支払いと DP 支払いの額はいずれも生産調整制限 (planting flexibility limitations) に基づいて変更される (7.384) 。これは生産のタイプに関連する (related to) 支払いであり (7.385) 、6(b) 節に適合しない(7.388)。

よってこれらの措置は農業協定 13 条(a) 節の要件を満たさない (7.414)。

論点 E-2 . 基準耕地 (base acres) の変更とデカプリング (附属書 2 の 6(a)、(b)節)

1．申立国の主張

2002年農業法に基づく DP 支払いは 1996年農業法に基づく PFC 支払いの基準耕地を現状に応じて変更すること (update) を認めたため、デカプリングの基準期間の固定を求める附属書 2 の 6(a) 節に違反する。また、変更によって作物の種類や生産と支払いが関連付けられることになり、6(b) 節に違反する (7.389)。

2．被申立国の主張

DP 支払いの基準耕地は対象期間 (2002年-2007年) の間は固定されている。附属書 2 の 6(a) 節は、デカプリングによる削減対象除外が認められる基準期間を一切変更しないことまで要求していない (7.390)。

3．パネルの判断

DP 支払いが附属書 2 の 6(b) 節に違反することを既に認定したので、この論点について判断する必要はない。以後の検討に必要な限りで、基準耕地の変更に関する事実認定のみ行う (7.393)。

PFC 支払いから DP 支払いへの切り替えにより、基準耕地の面積は 16.4% 増加した (7.396)。これは、基準耕地の変更が行われ、それを利益とみなした生産者が多数存在したことを推定させる (7.400-7.404)。

論点 E-3．グリーンボックス補助金の根本的な要件 (fundamental requirement) (附属書 2 の 1 節)

1．申立国の主張

PFC 支払いと DP 支払いは、貿易歪曲的影響ないし生産に対する影響が皆無あるいは最小限でなければならないという、削減約束の対象から除外される国内助成措置の根本的な要件 (附属書 2 の 1 節) を充足していない (7.406)。

2．被申立国の主張

附属書 2 の 1 節第 1 文は附属書 2 の目的を述べたに過ぎず、法的拘束力を

有しない (hortatory) 。さらに、ブラジルは PFC 支払いと DP 支払いの生産に対する影響について明白な (prima facie) 立証をしていない (7.408) 。

3 . パネルの判断

附属書 2 の他の規定に違反する国内助成は同 1 節第 1 文の根本的な要件を満たさないことで、両当事者は一致している。本件では対象措置が附属書 2 の 6(b) 節に違反することを認定したので、この点について検討する必要はない (7.412) 。

論点 F . 米国の国内助成措置は 1992 市場年度中に決定された助成の水準を越えたか (農業協定 13 条(b)(ii) および附属書 3(助成合計量 (AMS)¹⁶の算定))

論点 F-1 . 1992 市場年度中に決定された助成の水準 (農業協定 13 条(b)(ii))

1 . 申立国の主張

「1992 市場年度中に決定された助成」とは 1990 年農業法¹⁷に基づいて高地産綿花に提供された助成の支出額を指す (budgetary outlay approach, 7.424) 。

2 . 被申立国の主張

米国の国内助成措置は 1992 市場年度の助成額については決定していない。決定されたのは 1 ポンド 72.9 セントという助成率である (rate of support approach, 7.425) 。

3 . パネルの判断

米国高地産綿花の 1992 市場年度が 1992 年 8 月 1 日から 1993 年 7 月 31 日までの 1 年を指すことについては、当事者間で争いが無い (7.437) 。

1992 市場年度中に高地産綿花の国内助成に関連して行われた決定とは、さまざまなプログラム¹⁸の下で高地産綿花の助成を実行するために行われた決定を指す。これらの決定の総額が 1992 市場年度に決定された助成の水準である (7.452) 。

論点 F-2 . 実施期間中の助成 (implementation period support)

1 . 申立国の主張

- (a) 1992 市場年度に決定された助成の水準と比較される実施期間中の助成は、対象期間に高地産綿花という産品に対して交付されたすべてのタイプの助成¹⁹を指す (7.457)。
- (b) 既に終了したプログラムに基づく助成も、実施期間中に実施されたものは実施期間中の助成として助成額の算定に加えられる (7.523)。
- (c) パネルの付託事項に挙がっていない助成 (2002 年の収穫に対する CS 支払い) も実施期間中の助成として助成額の算定に加えられる (7.531)。
- (d) AMS の算定方式に類似の方式 (AMS-like methodology, 7.540) に基づいて実際の支出額 (actual expenditures) を助成額として算定する (7.539)。
- (e) 1992 市場年度の助成と比較される対象期間は 1999 年度から現行のプログラムが有効な 2007 年度までである。
- (f) 米国が証拠提出に応じなかったことから、パネルは米国に不利益な推定 (adverse inferences) を行うべきである(7.609-7.633)。 (略)

2 . 被申立国の主張

- (a) 実施期間中の助成に含まれるのは、高地産綿花に対する産品特定型の助成 (commodity-specific support)²⁰に限られる (7.459-7.460)。
- (b) 「実施期間中の助成」は現に実施されている助成のみを指す。PFC 助成と MLA 助成は既に終了しており、助成額の算定からは除かれる (7.522)。
- (c) パネルの付託事項に挙がっていない助成は本件の対象外である (7.532)。
- (d) 助成額の算定方式として AMS 方式を用いるとすれば、価格差の計算 (price gap calculation) によるのが妥当である(7.543)。
- (e) 比較対象期間は違反が認められる特定の年度に限られる (7.587)。

3 . パネルの判断

- (a) 農業協定 13 条(b)(ii) にいう「特定の産品についての助成 (support to a specific commodity)」は助成対象産品を明確に定義したすべての非グリーンボックス助成措置を指し、それは産品特定型の助成に限定されない (7.494)。

この解釈は、規定の文言、文脈、協定の目的、起草過程のいずれに照らしても支持される (7.486-7.501)。

この解釈に従い、MLP 支払い (7.510)、国内使用者向け Step 2 支払い (7.511)、CS 支払い (7.512)、PFC 支払い (7.513-7.514)、MLA 支払い (7.515)、DP 支払いおよび CCP 支払い (7.516)、CI 支払い (7.517) は「特定の産品についての助成」に該当する。

- (b) 農業協定 13 条(b)(ii) の英文テキストが使用している現在形は条件法現在であり、「現行の」助成だけでなく実施期間中に実施された、あるいは将来実施されるすべての助成を含む(7.529)。
- (c) パネルの付託事項に挙がっていない助成も対象期間中の助成額算定の証拠として考慮する (7.536)。
- (d) 対象期間中の助成額算定の基礎として AMS 方式を使用する (7.552)。

AMS 方式は、価格差に基づいて支払われる削減約束の除外対象以外の直接支払いの算定について、財政支出額 (budgetary outlays)²¹方式、価格差計算方式のいずれかを認めている。本事案では MLP 支払い、最低価格支払い、CCP 支払いにこれを適用する (7.561)。1992 市場年度中に決定された助成と対象期間中の助成を提出された証拠に基づいて適切に比較するため、財政支出額方式を適用する (7.562)。

PFC 支払い、MLA 支払い、DP 支払いは価格以外の要素に基づいて支出される除外対象外の直接支払いであり、AMS 方式に基づいて財政支出額方式を適用する (7.581)。²²

CI 支払いの額については、連邦作物保険会社 (Federal Crop Insurance Corporation, FCIC) のデータを参照する(7.584)。

- (e) 本件では 1992 市場年度の助成と対象期間の助成を各年度ごとに比較する(7.593)。本件に関する限り、基準年度と比較する対象期間の長さについて判断する必要はない (7.594)。比較の結果、対象期間 (1999 年-2002 年)のいずれの年度の助成も 1992 市場年度の助成を上回っていた (7.597)。²³

米国が主張する価格差計算方式を採用したとしても、この結論は変わらない (7.607)。

以上より、対象期間中の米国の上記国内助成の額は 1992 市場年度の助

成額を上回っており、農業協定 13 条(b)に照らして、SCM 協定 5 条、6 条、1994 年のガット XVI 条 1 項の適用対象となる(7.608)。

- (g) 基準耕地 (base acreage) と高地産綿花の栽培の関係、およびブラジルによる高地産綿花の基準耕地に対する支払いの計算についての事実認定 (7.634 7.647)。 (略)

論点 G . 輸出者向け Step 2 支払い、GSM102、GSM103、SCGP に基づく輸出信用保証および 2000 年 ETI 法は農業協定、SCM 協定、1994 年のガット XVI 条に違反する輸出補助金に当たるか (農業協定第 5 部ほか)

論点 G-1 . 輸出者向け Step 2 支払いは農業協定に違反する輸出補助金に当たるか

1 . 申立国の主張

- (a) 輸出者向け Step 2 支払いは農業協定 9 条 1 項(a) の輸出補助金に当たり、同協定 3 条 3 項、8 条に違反する (7.679) 。
- (b) (a)が認められない場合の予備的クレームとして、輸出者向け Step 2 支払いは農業協定 10 条 1 項の迂回措置に当たる (7.679) 。
- (c) (a) あるいは (b) のクレームが認容されることを前提として、SCM 協定 3.1 条(a) および 3.2 条に基づく救済を求める (7.680) 。

2 . 被申立国の主張

- (a) Step 2 支払いは輸出者と国内使用者の双方に提供される補助金であり、農業協定 9 条 1 項(a) の輸出補助金に当たらない (7.684) 。
- (b) (a) が認められない場合の予備的なクレームとして、Step 2 支払いは農業協定 10 条 1 項の迂回措置に当たらない (7.684) 。
- (c) (a) あるいは (b) のいずれかのクレームが認容されることを前提として、輸出者向け Step 2 支払いに対しては SCM 協定 3 条に基づく救済は認められない (7.687) 。

3 . パネルの判断

- (a) Step 2 支払いが補助金であることについては当事者間で争いが無い (7.695-7.696) 。

それが農業協定 9 条 1 項(a) にいう「輸出が行われることに基づいて (contingent on export performance)」交付される補助金 (輸出補助金) に当たるかどうかについては、米国 FSC 事件 21.5 条仲裁上級委員会報告²⁴とカナダ航空機事件上級委員会報告²⁵の判断が参考になる。すなわち、補助金の独立した一部 (discrete segment) が輸出が行われることに基づいて交付されていれば、他の独立した一部が輸出が行われることに基づいて交付されていなくても、前者は輸出が行われることに基づいて交付される輸出補助金であると認定される (7.720)。

輸出者向け Step 2 支払いは国内使用者向け Step 2 支払いと区別される独立の補助金であり、輸出が行われることに基づいて交付される輸出補助金である (7.748)。

米国は輸出者向け Step 2 支払いを譲許表に掲げていない。よって米国は譲許表に掲げていない輸出補助金の交付を禁止した農業協定 3 条 3 項および 8 条に違反した (7.749)。

- (b) (a) の結論に鑑み、ブラジルの予備的クレームについては検討しない (7.750)。
- (c) 輸出者向け Step 2 支払いは SCM 協定 3.1 条(a) および 3.2 条に違反する輸出補助金である (7.760-7.761)。

論点 G-2 . 輸出信用保証措置は農業協定に違反する輸出補助金に当たるか

1 . 申立国の主張

- (a) 米国の一連の輸出信用保証措置 (GSM102、GSM103、SCGP) は農業協定 10 条 1 項と 8 条に違反する輸出補助金である (7.765)。
- (b) SCM 協定附属書 1「輸出補助金の例示表」(j) にいう輸出信用保証制度の「長期的な運用に係る経費及び損失を補填するためには不十分な料率」による運用に当たる (7.767)。
- (c) (b) が認められない場合の予備的クレームとして、本件輸出信用保証措置は SCM 協定 1 条、3 条にいう輸出補助金に当たる (7.768)。
- (d) 農業協定 10 条 2 項は輸出信用保証制度に対する規律強化をうたったものであり、輸出信用保証制度に対する規律が存在しないことを意味しない

(7.769)。

2．被申立国の主張

(b) SCM 協定附属書 1 の(j) に照らすと、本件輸出信用保証制度は長期的な運用に係る経費及び損失を補填するために十分な料率で運用されており、農業協定 10 条 1 項あるいは SCM 協定 3 条 1 項の輸出補助金には当たらない (7.772)。

料率が十分かどうかを判断するにあたっては、対象集団単位の評価 (cohort-specific approach) を採用すべきである (7.811-7.812)。

(c) (b)が認められない場合の予備的クレームとして、本件輸出信用保証制度は「利益」をもたらしていないので、SCM 協定 1 条、3 条にいう輸出補助金には当たらない (7.773)。

(d) 農業協定 10 条 2 項は輸出信用保証制度に対する規律の自制を表明したものであり、SCM 協定の補助金規律の例外を構成する (7.770)。

3．パネルの判断

(a) 輸出信用保証制度は農業協定 9 条 1 項の削減約束の対象となる輸出補助金のリストに含まれていないこと、よって本件輸出信用保証制度については農業協定 10 条が適用されることにつき、両当事国の間で争いはない (7.788)。

農業協定 10 条 1 項にいう「輸出補助金」の意義については SCM 協定 1 条と 3.1 条(a)、および同項によって導かれる附属書 1 の (j) が文脈上の指針 (contextual guidance) を提供する (7.799-7.800)。

(b) SCM 協定附属書 1 の (j) の下で輸出信用保証制度が輸出補助金に当たるとかを判断する基準は、当該制度を提供することで政府が負う純費用 (net cost) である。²⁶この純費用を判断するため、当該制度の料率が長期の経費と損失を補填するために不十分かどうかを検討する必要がある (7.804)。

集団単位の評価法を採用すると、輸出信用保証制度の有効期間中は対象集団が完結していない (open) ため、両立の十分さを判断できないことに

なり、パネルの任務が果たせなくなるので、この方法は採用しない (7.814)。

1992 年から 2003 年までの期間に、本件輸出信用保証制度の下で払い込まれた保証料 (premium) の総額は 246 億ドルであった (7.822)。1992 年から 2002 年までの期間の本制度の運営経費は 39 億ドルであった (7.840)。当該期間中の繰り延べ債務 (rescheduled debt) を勘案すると、この期間中に純費用が発生していた (7.856)。

本件輸出信用保証制度の運用主体である CCC が運営資金を財務省からの有利子借入れで調達していること (7.858)、GSM102 と SCGP の保証料に法定の上限が設定されていること (7.860)、料率がリスクベースでないこと (7.861-7.863)、2002 財政年度以前は料率の見直し (review) が行われていないこと (7.864)、料率が補助金費用をカバーしていないことを米国自身が認めていること (7.865)、以上から、本件輸出信用保証制度は長期的な運用に係る費用および損失を補填するために十分な料率で運用されてないと認定する (7.867)。よって、本件輸出信用保証制度は SCM 協定附属書 1 の (j) にいう輸出補助金に当たる (7.869)。

(a)-2 米国の譲許表に記載のない高地産綿花その他の作物に対する輸出信用保証制度は、農業協定 9 条 1 項のリストに挙がっていない輸出補助金であるから、同協定 10 条 1 項に違反する (7.785)。

譲許表に記載のある作物のうち、米に対する輸出信用保証制度は譲許表の削減約束を越えて交付された年があり、削減約束の迂回として農業協定 10 条 1 項に違反する (7.881)。

本件輸出信用保証制度がその他の対象作物および対象外の作物に対しても削減約束を迂回する態様で保証を供与することを CCC に義務づけているとのブラジルの主張は認められない (7.895)。

(d) 農業協定 10 条 2 項は輸出補助金に対して現行の規律(10 条 1 項)が適用されることを排除しない (7.911)。この解釈は文脈、目的からも (7.912-7.927)、事後の実行からも (7.928-7.932)、起草過程からも (7.933-7.942)、支持される。

以上より、米国が農業協定第 5 部の輸出補助金に関する約束に違反したことが明らかになったので、同 13 条(c)(ii) により、SCM 協定 3.1 条(a)、

3.2 条、1994 年のガット XVI 条に基づくブラジルの申立を検討する (7.943)。
(c) SCM 協定 3.1 条は輸出補助金の禁止について農業協定の例外を認めている。本件輸出信用保証措置は農業協定の例外が認められない輸出補助金であるから、SCM 協定 3.1 条(a)、3.2 条に違反する (7.948)。

論点 G-3 . 2000 年 ETI 法に基づく高地産綿花への輸出補助金の交付について

1 . 申立国の主張

米国 FSC 事件の 21.5 条事案に関するパネル報告²⁷及び上級委員会報告²⁸の判断を、必要な修正を加えて (*mutatis mutandis*) 本件に適用することを求める (7.949)。

2 . 被申立国の主張

ブラジルの主張は、「自己に付託された問題の客観的な評価(特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの)」を行うというパネルの任務 (DSU11 条) を放棄させるものである。パネルは 2000 年 ETI 法の WTO 協定適合性について、過去のパネル報告や上級委員会に拘束されることなく、独自に判断する任務を持つ。ブラジルは本件事案につき *prima facie* な証明を行っていないので、ブラジルのクレームは斥けられるべきである (7.951)。

3 . パネルの判断

ある紛争解決事例に関するパネル報告と上級委員会報告は、当該事例の当事国のみを法的に拘束する (7.960)。

米国 FSC 事件の 21.5 条事案と本件は、対象措置、クレーム、争点、適用法規が同一ではない (7.969、7.972-7.973)。

ブラジルは本争点に関してそのクレームを根拠付ける事実と法的論拠 (facts and argumentation) を提出しておらず、*prima facie* な証明を行っていない (7.986)。よって、ブラジルのクレームを斥ける (7.987)。

論点 G-4 . 1994 年のガット XVI 条

1 . 申立国の主張

対象期間中に交付された輸出補助金および相殺可能補助金はブラジルの利益を深刻に侵害しており、1994 年のガット XVI 条 1 項と 3 項に同時に違反する (7.988)。

2 . 被申立国の主張

ブラジルは 1994 年のガット XVI 条 3 項違反の *prima facie* な証明を行っていない (7.989)。

3 . パネルの判断

1994 年のガット XVI 条 1 項に対する違反と 3 項に対する違反は別個に判断される (7.992)。²⁹

1994 年のガット XVI 条 3 項は輸出補助金のみ適用される (7.1016)。

本件輸出補助金が農業協定および SCM 協定に違反することが立証された以上、1994 年のガット XVI 条 3 項違反について審理する必要はない (7.1017)。

論点 H . 国内使用者向け Step 2 支払いは SCM 協定 3.1 条(b) に違反する輸入代替補助金に当たるか

1 . 申立国の主張

- (a) SCM 協定 3.1 条(b) と農業協定の間には抵触は存在しない (7.1020)。
- (b) 国内使用者向け Step 2 支払いは SCM 協定 3.1 条(b) に違反する輸入代替補助金である (7.1019)。
- (c) 国内使用者向け Step 2 支払いは 1994 年のガット 条 4 項に違反する (7.1099)。

2 . 被申立国の主張

- (b) 国内使用者向け Step 2 支払いは農業協定 6 条 3 項に規定する国内助成の削減約束の枠内で交付されており、SCM 協定 3.1 条(b) に違反しない (7.1023-7.1024)。

- (c) 農業協定に適合的に交付された国内使用者向け Step 2 支払いは 1994 年のガット III 条 4 項に違反しない (7.1101)。

3 . パネルの判断

- (a) SCM 協定 3.1 条(b) と農業協定の間には抵触は存在しない(7.1040)。農業協定 6 条 3 項の規定は他の WTO 協定上の義務の履行を免除 (preempt) しない (7.1058)。農業協定 6 条 3 項にいう国内生産者のための (in favor of) 助成は、国産品を輸入品に優先して購入することを義務づけもしなければ許可もしない (7.1060)。
- (b) 国内使用者向け Step 2 支払いは国産の高地産綿花を購入することを条件として交付される。それは SCM 協定 3.1 条(b) に違反する輸入代替補助金である (7.1088)。
- (c) (b) を認定したので、国内使用者向け Step 2 支払いの 1994 年のガット III 条 4 項適合性については判断しない (7.1106)。

論点 I . 一連の国内助成措置は著しい害 (serious prejudice)を与えたか

論点 I-1 . 国内助成措置は米国市場、世界市場、ブラジル市場における高地産綿花の価格上昇を著しく妨げたか (SCM 協定 6.3 条(c)、5 条(c))

1 . 申立国の主張

- (a) 一連の国内措置はいずれも SCM 協定 2 条にいう特定性を有する (7.1121)。
Step 2 支払いは SCM 協定 3 条に違反するから、特定性を有するものとみなされる (SCM 協定 2.3 条、7.1123)。
- (b) SCM 協定附属書 IV は、その根拠規定である同協定 6.1 条(a) とともに、現在は失効している (7.1164)。
- (c) SCM 協定 5 条(c)、6.3 条の適用対象期間は、データが揃っている 1999 年-2002 年が適当である (7.1196)。
- (d) SCM 協定 6.3 条(c) にいう「補助金の交付を受けた産品」は、本件では高地産綿花であることを立証している (7.1217)。
- (e) SCM 協定 6.3 条(c) にいう「同一の市場」とは、本件の場合、(1) 世界市

場、(2) ブラジル市場、(3) 米国市場、(4) ブラジル産と米国産が競合する 40 の第三国市場を指す (7.1230)。

- (f) 1999-2002 市場年度の米国の補助金は、(1) ブラジル市場、(2) 米国市場、(3) 世界市場で「著しい価格上昇阻害 (significant price suppression)」をもたらした (7.1253)。
- (g) 「著しい」とは、他の供給者と補助金つき産品との競争に優位に影響を与える程度をいう。それは個々の加盟国とその供給者の脆弱性に基づいて判断される (7.1254)。
- (h) 1999-2002 市場年度の米国の補助金と著しい価格上昇阻害の間には密接な因果関係がある (7.1334)。価格上昇を阻害した他の要因を考慮する可能性は否定しないが、米国はこの点を立証していない (7.1335)。
- (i) SCM 協定 6.3 条(c) を立証すれば、同 5 条(c) の「著しい害」は立証したことになる (7.1364)。
- (j) 他の WTO 加盟国、特にアフリカの綿花生産国も「著しい害」を受けている (7.1396)。

2. 被申立国の主張

- (a) Step 2 支払い、MLP 支払い、PFC 支払い、MLA 支払い、DP 支払い、CS 支払いが特定性を有することについては争わない (7.1125)。
CI 支払いが特定性を有することをブラジルは立証していない (7.1126)。
- (b) SCM 協定附属書 IV が示唆するように、損害認定の前提として、補助金が産品の価額に占める割合を算定する必要があるが、ブラジルはこの計算を行っていない(7.1160)。
- (c) 適用対象期間はデータが入手可能な直近の期間とするのが適当である。本件では 2002 市場年度である (7.1197)。
- (d) 一連の国内助成措置の一部は高地産綿花に対する補助金とはみなされない可能性がある。ブラジルはこの点に対する反証を行っていない (7.1218)。
- (e) SCM 協定 6.3 条(c) にいう「同一の市場」とは、価格上昇阻害効果が生じた特定の国内市場を指す。世界市場は単一であり、「同一の」市場という形

容には含まれない (7.1231)。

- (f) ブラジルはいかなる「同一の市場」における価格上昇阻害も立証していない (7.1255)。
- (g) 「著しさ」は生産者に対する影響ではなく価格に対する影響で判断され、その判断は申立国によって左右されない (7.1256)。
- (h) 1999-2002 市場年度の低価格をもたらしたのは米国の補助金以外の要因である。ブラジルは因果関係を立証していない (7.1336)。
- (i) SCM 協定 6.3 条の柱書は同条の要因が「著しい害」をもたらすことがある (may arise) と規定している。よって、6.3 条(c) が立証されたとしても、ブラジルはさらにそれが「著しい害」をもたらしたことを証明しなければならない (7.1365)。
- (j) 本件で審査されたのはブラジルの利害だけである (7.1396)。

3 . パネルの判断

- (a) CI 支払いは高地産綿花を含む特定の作物のみを対象としており、特定性を有する (SCM 協定 2.1 条(a)、7.1152)。

Step 2 支払いは SCM 協定 3 条に違反するから、同協定 2.3 条に基づいて特定性を有するものとみなされる (7.1153)。

- (b) SCM 協定 5 条の「悪影響 (adverse effects)」、6 条の「著しい害 (serious prejudice)」を判断するに当たって、SCM 協定 V 部「相殺措置」で用いられるような計量的方法を用いることは適切でない (7.1166)。

SCM 協定 6.1 条および附属書 IV は 1999 年末に失効した (SCM 協定 31 条、7.1185)。

ただし、これらの規定は SCM 協定 5 条(c)および 6.3 条にいう「著しい害」の解釈に当たって指針を提供するという米国の見解に同意する。しかし、このことから計量的方法の採用が導かれるということにはならない (7.1186)。

SCM 協定 6.2 条は、6.1 条の規定にもかかわらず、補助金 6.3 条の影響をもたらさなかったことを補助金交付国が立証する場合には、著しい害は存在しないと規定する。この規定は、6.1 条(a) で用いられる計量的方法と異

なり、6.3条の「著しい害」の存否の判断にはより定性的な(qualitative)方法が用いられることを示している (7.1189)。

SCM 協定 6.3 条(c) の価格上昇阻害の分析に当たっては、一連の国内助成のもたらす効果を全体として判断する (7.1192)。

- (c) データが入手可能な直近の 2002 市場年度を対象期間とする (7.1198)。ただし、それ以前の期間の補助金も参照することが適当である (7.1199)。

ブラジルが援用した計量モデル³⁰に基づく価格上昇阻害効果の算定結果については、モデルのデザインや前提その他について米国から異論が出され、またデータのアクセスがパネルおよび両当事国に認められないなどの問題もあった。しかし、それは専門家が提供し、パネル審理で説明された。また、算定結果は補助金が生産と貿易を歪曲する効果を持ちうるという一般的命題に沿うものである。そこで、価格上昇阻害に関する法的判断を行う本パネルの判断に関連する限りにおいてこの算定結果を参照した (7.1202-7.1209)。

- (d) 一連の国内助成措置のいずれも、高地産綿花に対する補助金である。すべての国内助成措置について、高地産綿花を「補助金の交付を受けた産品」として認定する (2.1225-1226)。
- (e) SCM 協定 6.3 条(c) は「同一の市場」について特定の地域的な限定を付していない。世界市場も価格上昇阻害に関する分析対象としての「同一の市場」に含まれる (7.1238)。
- (f) 世界価格として、A-インデックス (A-Index)³¹を参照する(7.1274)。

対象期間中、米国は世界第 2 位の高地産綿花生産国であり、世界第 1 位の輸出国であった。したがって、米国は高地産綿花の世界市場価格に対して実質的な影響力を持っていた (7.1285)。

高地産綿花の世界市場価格は 1996 年から 2002 年の年初にかけて低下傾向にあり、その後上昇に転じている (7.1288)。

市場価格連動型の国内助成(MLP 支払い、Step 2 支払い、MLA 支払いと CCP 支払い)は、その構造、デザインおよび作用から見て、世界市場価格の低下傾向の下で米国高地産綿花の生産と輸出を促し、世界市場価格の上昇を阻害した (7.1303, 7.1308, 7.1312)。

非市場価格連動型の国内助成(PFC 支払い、DP 支払い、CI 支払い)は生産者の所得支持の効果を持つものであるから、価格上昇阻害の判断に関しては考慮しない (7.1307)。

高地産綿花の世界価格の性格と世界の市場の性格、そして市場においてブラジルと米国が占める地位から見て、世界市場における価格動向はブラジルと米国が競合する他の市場の価格にも影響を与えるであろう (7.1313)。よって、個別の国内市場における価格上昇阻害効果について検討する必要はない (7.1315)。

- (g) 「著しい」は「価格上昇阻害」を形容する (7.1326)。価格上昇阻害の「著しさ」は、事実関係、市場の性質や生産者の状態などを勘案してケース・バイ・ケースで判断される (7.1329)。

「著しさ」の判断に当たって、途上国に特別の配慮は求められていない (7.1331)。

本件での価格上昇阻害は著しいと認定する (7.1333)。

- (h) 高地産綿花の世界市場に対する米国の影響力 (7.1348)、市場価格連動型の国内助成が持った価格上昇阻害効果 (7.1349)、³²世界市場価格と市場価格連動型の国内助成のタイミングが一致すること (7.1352)、1997 年以來の米国高地産綿花の生産コストと生産者の収入の推移 (7.1353)から判断して、市場価格連動型の国内助成と著しい価格上昇阻害との間には因果関係がある (7.1355)。

米国が挙げた他の要因のいくつかは価格上昇阻害に貢献したかもしれないが、それらは米国の市場価格連動型の国内助成と著しい価格上昇阻害との明確で実質的な因果関係 (the genuine and substantial causal link) を弱めるものではない (7.1363)。

- (i) SCM 協定のどこにも、SCM 協定 6.3 条のいずれかを立証した場合に、さらにそれが「著しい害」をもたらすと認定するための追加的な要因は示されていない(7.1373)。文言から見ても文脈から見ても、6.3 条(c) が立証されれば「著しい害」は立証される。後者を別個に立証する必要はない (7.1390)。仮に別個に検討するとしても、ブラジルは「著しい害」を受けたことを立証している (7.1395)。

- (j) DSU10条1項に基づいて、他の加盟国の利益は十分に考慮した。しかし、「著しい害」に関する判断は他の加盟国の利益ではなくブラジルの利益に関して行ったものである (7.1415)。

論点 I-2 . 国内助成措置は米国産品の世界市場シェアを増加させたか(SCM 協定 6.3 条(d)、5 条(c))

1 . 申立国の主張

SCM 協定 6.3 条(d) の「世界市場シェア」とは世界の輸出市場におけるシェアを指す (7.1424)。

2 . 被申立国の主張

「世界市場シェア」とは世界の消費に占める割合 (国内消費プラス輸出) を指す (7.1425)。³³

3 . パネルの判断

「世界市場シェア」とは世界市場に対する供給のシェアを指す (7.1454)。ブラジルはこの点について立証していない (7.1464)。

論点 I-3 . 一連の国内助成措置は 1994 年のガット XVI 条に違反するか (略)

論点 J . 2003-2007 市場年度に実施される国内助成措置は著しい害をもたらすおそれがあるか (SCM 協定 5 条(c)、6.3 条(c)、6.3 条(d))

1 . 申立国の主張

著しい害のおそれを判断する基準は、助成が法的に義務づけられており、かつ助成額に制限があるかどうかである。予備的なクレームとして、現在の著しい害を判断する基準が著しい害のおそれを判断する基準として用いられる (7.1479)。上記のいずれの基準に照らしても著しい害のおそれがある (7.1480)。

2 . 被申立国の主張

著しい害のおそれを判断する基準は、将来の市場状況、世界価格その他の要

因に照らして将来の著しい害が明確に予見可能でかつ切迫しているかどうかである (7.1481)。ブラジルはこれを立証していない (7.1482)。

3. パネルの判断

本パネルは 2002 市場年度の国内助成が著しい害をもたらしたことを認定した。この認定の結果として、米国は当該悪影響を除去するための適当な措置をとり、または当該助成を廃止することを求められる (7.1501)。したがって、当該措置は大きく変更されることになるはずであるから、現行の措置について著しい害のおそれを判断する必要はない (7.1503)。

論点 K. 法令それ自体 (*per se*) の WTO 協定適合性

1. パネルの判断

他の点に関する判断によってパネルとしての役割は果たせるので、この点については判断しない (7.1510)。

結論および勧告

- (a) 農業協定 13 条の立証は積極的抗弁ではない。
- (b) PFC 支払い、DP 支払いおよび後者の根拠規定は農業協定 13 条(a) の要件を満たしていない。
- (c) 対象期間中の米国の一連の国内助成の額は 1992 市場年度の助成額を上回っており、農業協定 13 条(b) の要件を満たしていない。
- (d) GSM102、GSM103、SCGP に基づく輸出信用保証制度については、
 - (i) 高地産綿花、コメおよび他のいくつかの譲許表に記載のない作物に対するものは、農業協定 10 条 1 項にいう輸出補助金約束の迂回に該当し、同協定 8 条 1 項に違反する。

それらは農業協定第 5 部に適合していないので、農業協定 13 条(c) に照らして SCM 協定 3 条、5 条、6 条および 1994 年のガット XVI 条の適用対象となる。

それらは SCM 協定附属書 1 の(j) に該当し、SCM 協定 3.1 条(a) および 3.2 条が禁止した輸出補助金に当たる。

- (ii) その他の作物に対する輸出信用制度については、米国は農業協定 190 条 1 項に言う迂回に該当しないことを立証したので、SCM 協定 3 条及び 1994 年のガット XVI 条の適用を免れるものと判断する。
- (e) 輸出者向け Step 2 支払いは農業協定 3 条 3 項、8 条に違反する。また同 13 条(c) に照らして SCM 協定 3 条、5 条、6 条および 1994 年のガット XVI 条の適用対象となる。

輸出者向け Step 2 支払いは SCM 協定 3.1 条(a) および 3.2 条が禁止した輸出補助金に当たる。
- (f) 国内使用者向け Step 2 支払いは SCM 協定 3.1 条(b) および 3.2 条が禁止した輸入代替補助金に当たる。
- (g) ブラジルの利益の「著しい害」については、
 - (i) 価格連動型国内助成(MLP 支払い、Step 2 支払い、MLA 支払い、CCP 支払い)は著しい価格上昇阻害効果をもたらし、ブラジルの利益に著しい害を与えた。
 - (ii) 非価格連動型国内助成(PFC 支払い、DP 支払い、CI 支払い)が著しい価格上昇阻害効果をもたらしたことをブラジルは立証しなかった。また、ブラジルは世界市場シェアの増大(SCM 協定 6.3 条(d)) も立証しなかった。
- (h) 2000 年 ETI 法とそれに基づく補助金が農業協定 10 条 1 項および 8 条に違反することをブラジルは立証しなかった。また、農業協定第 5 部に違反することも立証しなかったので、13 条(c)(ii) に照らして、これに対して SCM 協定 3 条および 1994 年のガット XVI 条の適用を免れると判断する (8.1)。

米国は、以上の対象協定違反に関してブラジルの協定上の利益を無効化または侵害した (8.2)。

以上より、本パネルは米国に以下を勧告する。

- (a) 上記 (d)(i) および (e) の措置を農業協定に適合するようにすること。
- (b) (d)(i) および (e) で指摘した禁止補助金を遅滞なく廃止すること。「遅滞なく」とは、本パネル報告を DSB が採択した日あるいは 2005 年 7 月 1 日のいずれか早い方から起算して 6 ヶ月以内をいう。
- (c) 上記 (f) で指摘した禁止補助金を遅滞なく廃止すること。
- (d) 上記 (g) (i) で指摘した補助金については、その悪影響を除去するための

適当な措置をとり、または当該補助金を廃止すること (8.3)。

．解説

農業協定 13 条は、所定の要件を満たす国内助成措置および輸出補助金について、協定発効の年から 9 年間に限り、³⁴相殺関税、禁止補助金の廃止、WTO 紛争解決手続への付託その他の措置の対象から除外することを規定した。ウルグアイラウンドにおける国内農業保護をめぐる米国と EC の対立を打開する目的で、1992 年 11 月の米・EC のいわゆるブレア・ハウス合意で導入された規定である(休戦条項)。

本件で問題となった米国の綿花補助金は、ブレア・ハウス合意に沿う形で 1996 年農業法で時限付きで導入され、段階的削減の対象であった綿花生産者補助金のうち、2002 年農業法で延長され、削減対象からはずされたものを主要なターゲットとしている。³⁵本パネル報告の最大の意義は、米国が EC とのブレア・ハウス合意に基づいて交付した綿花補助金の大半が、WTO 農業協定、米国の譲許表に基づく国内助成および輸出補助金の削減約束および SCM 協定に違反すると認定されたことである。認定の対象には 2002 年農業法に基づく補助金も含まれており、本パネル報告の認定が上級委員会でも維持された場合、米国の現行の農業政策は WTO 協定との適合性を根本的に否定されることになる。

米国の 2002 年農業法については、既に EC などからその WTO 協定適合性を疑問視する声が上がっていたが、³⁶本パネル報告は、米国の 1996 年農業法および 2002 年農業法に基づくさまざまな補助金について、詳細にその WTO 協定適合性を検討し、その大半を否定したものであり、農業保護に関する WTO の規律の厳格さを改めて強く印象づけた。しかし、本評釈執筆時点で本件はなお上級委員会手続に係属中であり、農業保護に関する WTO の規律についての紛争解決手続を通じた最終的な判断は示されていない。そこで、以下では、農業保護プロパーに関わる論点については項目のみ挙げるにとどめ、WTO 紛争解決手続に関わる一般的な論点と SCM 協定第 III 部の解釈に関わる論点に限定して、若干の評釈を加えることとする。

1．手続上の論点

i．パネル審理における一部判決方式の導入可能性 (論点 A)

本件で米国はパネルに対して、農業協定 13 条に関する審理を他の実体法上の

論点に関する審理に先行させ、この点に関する中間報告をまず当事国に提示することを求めた。ブラジルのクレームが多岐にわたっており、13条に関するクレームの審理を先行させることでパネルの審理を大幅に短縮できる可能性があること、DSU12条1項および2項の下で、パネルは審理手続の決定について広範な裁量を認められていること、の2点がその根拠である。

この点について、パネルは一旦は米国の主張を容れて、農業協定13条に関する判断を他の論点に関する判断に先行して当事国に提示することを認めた。しかし、最終的には、審理の中間段階でこの点に関する中間報告を当事国に提示することはせず、他の論点を含めた審理結果全体の中間報告を提示するという通常の手続を採用した。

米国の主張は、民事訴訟法上の一部判決 (partial judgment) に類似した方式をパネル手続に導入することを求めるものである。

民事訴訟法上、一部判決とは「同一訴訟手続で審理している事件の・・・一部を他の部分と切り離してまず完結する」判決と説明される。³⁷訴訟の審理において、争点のすべてについて裁判に熟したと裁判所が認める場合には全部判決をするのは当然であるが、争点の一部についても他と切り離せば裁判できる場合には、当事者のためになるべく早く解決を示すために一部判決を認める実益があると説明される。他方で、一部判決をした後に、これに対して上訴があると、残余の部分と異なる審級で審判されることになり、関連した審理が以後二手に分かれ、かえって不便・不経済を招き、かつ解決が不統一になるおそれがある。そこで、日本の民事訴訟法は、一部判決が可能な場合でも、これをするか否かは裁判所の裁量に委ねている (183条)。³⁸ただし、日本の民事訴訟法上、一部判決が可能な場合とされているのは、同一請求のうちの分割可能な一部(例えば土地明渡請求のうちの特定部分の明渡しなど)および同一の訴えで併合提起されている数個の請求のうちの一部とされている (183条1項)。また、予備的併合請求の場合の主位の請求を棄却する一部判決は許されないが、認容判決は、副位請求につき判決をする余地はなくなるから、全部判決である。³⁹

本件における米国の主張は、上記の最後の場合に該当する。すなわち、米国の国内助成措置および輸出信用保証制度が農業協定13条に適合すると判断されれば(米国側反訴の主意の請求が認容されれば)、当該措置について農業協定、

SCM 協定、1994 年のガット XVI 条適合性を判断する必要がなくなるので、まず農業協定 13 条適合性についてのパネルの判断を求めたものである。

DSU12 条 1 項は、パネルが審理手続に関して「紛争当事国と協議の上別段の決定を行う」ことを認めている。また、12 条 2 項は、パネルの審理手続が「その報告を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきである」が、手続を不当に遅延させるべきでないとして規定する。このように、DSU はパネルに対して、「自己に付託された問題の客観的な評価」(11 条) というその任務を果たすために、審理手続を柔軟に決定する裁量を認めている。パネルが審理手続の決定に関して有する裁量の例として、DSU が明示的に挙げているのは、専門家に「情報および技術上の助言の提供を要請する権利」である (13 条 1 項)。本件でも、相殺可能補助金の価格上昇阻害効果(SCM 協定 6.3 条(c)) の判断に関連して、専門家の助言が求められた。

しかし、パネルが審理手続の決定に関して有する裁量は専門家の助言提供要請に限られるものではない。DSU12 条 1 項、2 項の規定に基づいて、パネルは DSU が定める標準的な審理手続とは異なる柔軟な手続を決定することができる。40そして、そこでは、審理手続の迅速な終了は重要な根拠となる (12 条 2 項但書)。本件での米国の主張の実質的な根拠はそれであり、パネルが一旦は米国の主張を容れて農業協定 13 条に関する審理を先行させたのも、同様の配慮に基づいていた。

最終的に、パネルは農業協定 13 条に関する中間報告を当事国に先行的に提示せず、他の論点に関する審理と一括して中間報告を提示するという方針をとった。これは、一見すると前言を撤回したように見えるが、そのように解するのは適当ではない。

第一に、農業協定 13 条と WTO 協定の他の規定との体系的な関連からすれば、農業協定 13 条に関する審理を先行させることが論理的に正しい。農業協定 13 条は、1999 年末までの間、(1) 附属書 2 に完全に適合する国内助成措置、(2) 譲許表に挙げられている国内助成措置、(3) 譲許表に挙げられている輸出補助金、について 1994 年のガットおよび SCM 協定の規定する対抗措置、禁止あるいは相殺関税の賦課を自制することを規定する。したがって、対象措置が農業協定 13 条に適合すると判断されれば、1994 年のガットおよび SCM 協定に基づく措

置はとられないことになるので、これらの協定に関するブラジルのクレームについて判断する必要がなくなる。そのため、パネルは、(1) まず、対象措置の農業協定 13 条適合性を判断し、(2) 適合すると判断した場合には他のクレームについて判断することなく結論を下す、(3) 適合しないと判断した場合には、1994 年のガットおよび SCM 協定に基づくブラジルのクレームについて判断する、というのが論理的に正しい審理の順序である。言い換えれば、本件については (1) (2) と (1) (3) という 2 通りの審理の流れがありえるが、いずれにせよ (1) の段階がまず最初に審理されることは変わらない。パネルが米国の請求を容れて、まず (1) を行ったことは適切である。

第二に、(1) の結果、対象措置が農業協定 13 条に適合しないと判断した場合には、パネルは (3) の検討に進むことになる。本件はこの場合に該当する。したがって、パネルは 1994 年のガットと SCM 協定に関するブラジルのクレームについて判断した。この (1) (3) という流れは、先に日本の民事訴訟法で一部判決が認められる場合に関して見た「予備的併合請求の場合の主位の請求を棄却する一部判決は認められない」場合に当たる。パネルは、米国の主位の請求(対象措置は農業協定 13 条に適合する)を棄却するのであるから、引き続いて副位の請求(ブラジルにとっては主位の請求の残余)について判断する必要があり、一部判決は認められないのである。

農業協定 13 条は 2003 年末に失効しており、その意味では農業協定 13 条と 1994 年のガットおよび SCM 協定との関係を将来の紛争解決手続で取り上げられることはないだろう。しかし、WTO 協定の規定の中には、農業協定と 1994 年のガットおよび SCM 協定のように、同一の対象について複数の対象協定が規律を設けており、加盟国の措置の WTO 協定適合性の判断に当たっていずれの協定の適合性を判断すべきかが問題とされるケースが多数存在する。⁴¹ こうした場合に、紛争当事国は援用しうるすべての対象協定の規定について、自らの主張を正当化するクレームを提出して争うのが通例であり、紛争を付託されたパネルや上級委員会は、対象協定のいずれに関するクレームから検討するか(審理の順序の問題)、あるいは訴訟経済(judicial economy)の見地から、いずれの論点についての審理を省略するかを判断することを求められる。

本件のように、多数の対象協定について当事国が多岐にわたるクレームを提起し、パネルの審理が膨大なものになることが予想される場合には、審理の順序を決定し、先行する協定の規定の適合性について当事国および第三国のクレームをまず審理して判断し、その結果、被申立国の請求が認容される場合には、他のクレームについては判断することなく結論を下すという審理手続をとることが、迅速な審理の観点からも、訴訟経済の観点からも適切であろう。その意味で、本パネル報告が採用した一部判決的な考え方は、将来の紛争解決手続においても示唆的である。ただし、この場合の結論は一部判決ではなく全部判決（クレームの全体について審理手続を終了させるもの）としての効果を持つことに注意する必要がある。

ii . 農業協定 13 条適合性と積極的抗弁 (affirmative defence) (略)

2 . 実体上の論点

i . デカプリング (論点 E) (略)

ii . 助成合計量 (AMS, 論点 F) (略)

iii . 輸出信用保証制度 (論点 G) (略)

iv . 輸入代替補助金 (論点 H) (略)

v . SCM 協定第 III 部の「著しい害」(論点 I)

本件では、米国の一連の国内助成措置について、農業協定 13 条(a)、(b) の適用が認められなかった。そのため、これらのうちで SCM 協定にいう相殺可能補助金 (actionable subsidies) に該当するものについて、SCM 協定第 III 部に基づくブラジルの措置 (actions) に関する審査が行われた。

SCM 協定第 III 部 7 条は、DSU に基づく紛争解決手続の特例として、⁴²相殺可能補助金に関する特別の救済手続を設けている。DSU に基づく通常の紛争解決手続と比較すると、SCM 協定 7 条の救済手続は、(1) 手続の各段階の期限がよ

り短く設定されていること、(2) 特別な救済措置が認められていること、の2点に特徴がある。⁴³特に、後者について、7.8 条は、補助金交付国に対して「当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する」ことを義務づけており、通常の紛争解決手続よりも厳格な是正措置を認めている。

SCM 協定第 III 部が過去に適用された例としては、本件パネル報告でも引用されているインドネシアの自動車事件⁴⁴があるのみである。ただし、この事件では上訴が行われず、パネル報告に対する上級委員会の判断は示されなかった。しかも、インドネシアの自動車事件で問題となったのは、「著しい害」に関する SCM 協定 6.3 条(c) の要件のうち、「補助金の効果が、補助金の交付を請けた産品の価格を同一の市場における他の加盟国の同種の産品の価格よりも著しく下回らせるものであること」、すなわち price undercutting をめぐる判断であった。⁴⁵本件では、「著しい害」に関する SCM 協定 6.3 条(c) の要件のうちの「価格上昇阻害(price suppression)」、6.3 条(d) の「世界市場シェア」が争点となり、パネルの判断が示された。この点で、本件パネル報告、そして本件に関する上級委員会報告の判断は、「著しい害」に関する重要な先例として位置づけられることになるだろう。

「著しい害」に関する本件パネル報告の判断において、特に注目されるのは、相殺関税調査における損害認定の方法と SCM 協定第 III 部の「著しい害」の認定方法との違いを明らかにしたことである。すなわち、本件パネル報告によれば、SCM 協定 6.3 条の「著しい害」の認定に当たっては、SCM 協定第 V 部「相殺措置」で用いられるような計量的 (quantitative) 方法をストレートに用いるべきではなく、より定性的な (qualitative) 方法を用いるべきである (7.1167)。

本件パネルがこの結論の根拠として挙げたのは、相殺関税手続と SCM 協定第 III 部の救済手続の性格の違いである。すなわち、これら 2 つの手続は手続を担当する機関、手続の結果としてとられる救済措置が異なる。前者は補助金付き輸出によって重大な損害を被った加盟国の調査機関が単独で調査するのに対して、後者は DSB によって設置されたパネルが担当する。前者による救済は補助金総額を上限とする相殺関税の賦課であるのに対して、後者による救済は「重大な害」の除去あるいは補助金の廃止である。したがって、前者においては、補助金額の正確な算定を確保させることが SCM 協定の規律の重要なポイント

とされる⁴⁶が、後者については同様の規律は設けられていない (7.1177)。

パネルがこの結論を導くために行った SCM 協定の関連規定の解釈 (7.1168-7.1176,7.1183-7.1189) は説得的である。特に、6.1 条(a) が計量的方法による補助金額の算定に基づく「著しい害」の認定について規定する一方で、6.2 条が「6.1 条の規定にかかわらず」、「6.3 条に規定する影響 (effects)」をもたらさなかった場合には、「著しい害」が否定していることを指摘した点 (7.1188-7.1189) は重要である。なぜなら、これらの規定は、「著しい害」の判断が、第一次的には計量的方法によって算定された補助金額によって下される場合があるものの、最終的には 6.3 条に規定する「影響」の有無に関する判断によって確定されることを示しているからである。

しかし、「著しい害」の判断に当たって相殺関税調査の場合のような計量的方法がストレートに適用されないとして、代わって適用されるとパネルが提示した「より定性的な方法」が具体的に何を意味するのかは必ずしも明確ではない。特に、本件で問題となった 6.3 条(c) と 6.3 条(d) で挙げられている指標は「著しい価格上昇阻害」にせよ「世界市場シェアの増加」にせよ、一見明白にきわめて定量的な指標であり、これらについての定性的な評価がいかなる方法で可能かは明らかではない。

実際、パネルはこれらの指標に関する判断において、両当事国が提出したデータに依拠し、また、ブラジルが提出した計量モデルに基づく国内助成の価格上昇阻害効果の算定結果を、さまざまな問題点 (モデルのデザインや前提に関する米国の批判、データのアクセスが認められなかったこと) を指摘しながらも参照した。

他方で、パネルが「定性的な方法」を用いていると解される箇所もある。価格上昇阻害効果の判断に当たって、価格連動型国内助成と非価格連動型国内助成を区別し、後者を価格上昇阻害効果の判断から除外したこと(7.1307)について、パネルはこれらの国内助成の性格 (nature) と効果 (effect) の違いでせつめいした。すなわち、前者は価格に連動しているが、後者は所得支持を目的としているという説明である。これは、補助金の性格と効果という定性的な基準に照らした判断である。しかし、この説明はあまり説得的でない。所得支持を目的とした非価格連動型国内助成が、市況に関わりなく生産を下支えし、結果的に価

格上昇阻害効果を持つ場合があるのではないか。これは農業協定の根幹をなす基本的な前提であるデカプリングされたグリーン補助金の概念にも関わる重要な論点であり、さらに検討する必要があると考える。

結局のところ、「著しい害」の判断に関する「より定性的な方法」(および計量的方法)をめぐるパネル報告の判断の不明確さは、一方では相殺関税調査における計量的方法とは一線を画した方法を用いることを求めながら、他方では6.3条においてきわめて定量的な指標を示し、かつ、具体的な判断方法を明記していないという、SCM協定の規定の仕方に起因するようと思われる。

他方で、ブラジルが提出した計量モデルに対して多くの問題点が指摘されたように、「著しい害」の判断に関して、信頼に値する計量モデルがいまだに構築されていないことが、本件パネルをして計量的方法への全面的依拠を断念させ、より定性的な方法の採用に向かわせたとも考えられる。この点は、「著しい害」の判断だけでなく、貿易救済制度の損害認定一般、特にいわゆる“but for test”に共通する問題状況である。リスク分析やリスク管理に関する最先端の金融工学の成果⁴⁷を導入することが、この問題状況を打開する可能性はないであろうか。

3. その後の経緯

米国は本パネル報告を不服として、2004年10月18日にDSBに対して上級委員会への上訴を通告した。⁴⁸上訴理由は以下の通りであり、パネル報告の結論にほぼ全面的に反駁するものであった。

- (1) PFC支払いとDP支払いおよび後者に関する法令は農業協定13条(a)の要件を満たしていないとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (2) 米国のいくつかの国内助成措置が農業協定13条(b)の要件を満たしていないとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (3) 譲許表で約束していない作物およびコメに関する輸出信用保証制度が農業協定10条1項にいう輸出補助金約束の迂回に該当し、同協定8条1項に違反するとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (4) 譲許表で約束したその他の作物に関する輸出信用保証制度が農業協定10条1項にいう輸出補助金に当たるとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (5) 譲許表で約束していない作物に関する輸出信用保証制度がSCM協定3.1条(a)

および 3.2 条にいう輸出補助金に当たるとするパネル報告の判断の再審査を求める。

- (6) 輸出者向け Step 2 支払いが農業協定 9 条 1 項(a) に挙げられた輸出補助金であり、農業協定 3 条 3 項および 8 条に違反するとのパネル報告の判断の再審査を求める。
- (7) 国内使用者向け Step 2 支払いが SCM 協定 3.1 条(b) および 3.2 条で禁止された輸入代替補助金に当たるとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (8) 米国のいくつかの国内助成措置が SCM 協定 6.3 条(c) および 5 条(c) にいう著しい害をもたらしたとのパネル報告の判断の再審査を求める。
- (9) 非高地産綿花の基準耕地に関するデカプリングされた支払いが付託事項に含まれるとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (10) パネル報告が事実認定、関連規定の適用可能性、およびその結論と勧告の根拠を示していないとの認定を求める。
- (11) 高地産綿花以外の対象作物に関する輸出信用保証制度が付託事項に含まれるとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (12) (11) に関してブラジルは証拠を提出しており、したがって (11) は付託事項に含まれるとするパネル報告の判断の再審査を求める。
- (13) (略)
- (14) 既に終了した PFC 支払いと MLA 支払いが付託事項に含まれるとするパネル報告の判断の再審査を求める。

DSU17 条 5 項によれば、上級委員会は上訴通告の日から 60 日以内に報告を送付するのが原則であるところ、上級委員会は報告送付期限の 1 日前の 2004 年 12 月 16 日になって、報告の送付を最長で 2005 年 3 月 3 日まで延期することを通告した。⁴⁹

・参考文献

- 今村奈良臣他(1997 年),『WTO 体制下の食糧農業戦略』農山漁村文化協会 .
岩澤雄司(1995 年),『WTO の紛争処理』三省堂 .
川合弘造(1999 年),「インドネシアの自動車関連措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 IX』公正貿易センター, 17-78 頁 .

今野浩(2000年),『金融工学の挑戦』中公新書.

柴田明夫(2002年),「2002年米国農業法とその影響」
[\[http://www.marubeni.co.jp/research/5_industry_world/020703shibata/hombun.html\]](http://www.marubeni.co.jp/research/5_industry_world/020703shibata/hombun.html)

新堂幸司(1990年),『民事訴訟法 第2版補正版』弘文堂.

山下一仁(2000年),『詳解 WTOと農政改革』食料・農業政策研究センター.

山下一仁(2004年),『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社.

Destar, Malaku Geboye (2002), *The Law of International Trade in Agricultural Products: From GATT 1947 to the WTO Agreement on Agriculture*, Kluwer Law International.

European Commission(2002), Press Release, Questions & Answers US Farm Bill, 15 May 2002. [<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/02/94&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>]

Ingo, Merlinda D. (2003), *Agriculture, Trade, and the WTO*, World Bank.

Ingo, Merlinda D. & Winters, L. Alan (2000), *Agricultural Trade Liberalization in a New Trade Round: Perspectives of Developing Countries and Transition Economies*, World Bank Discussion Paper No.418.

Josling, Timothy (1998), *Agricultural Trade Policy: Completing the Reform*, Institute for International Economics.

Mitsuo Matsushita, Thomas J. Schoenbaum & Petros C. Mavroidis (2003), *The World Trade Organization: Law, Practice, and Policy*, Oxford U. Pr.

Moyer, Wayne & Josling, Timothy (2002), *Agricultural Policy Reform: Politics and Process in the EU and US in the 1990s*, Ashgate.

Orden, David, Paarlberg, Robert & Roe, Terry (1999), *Policy Reform in American Agriculture: Analysis and Prognosis*, The University of Chicago Press.

Paarlberg, Robert & Orden, David (1996), “Explaining U.S. Farm Policy in 1996 and Beyond: Changes in Party Control and Changing Market Conditions,” 78 *American Journal of Agricultural Economics* 1305.

¹ The Federal Agricultural Improvement and Reform (FAIR) Act of 1996. Pub. Law 104-127.

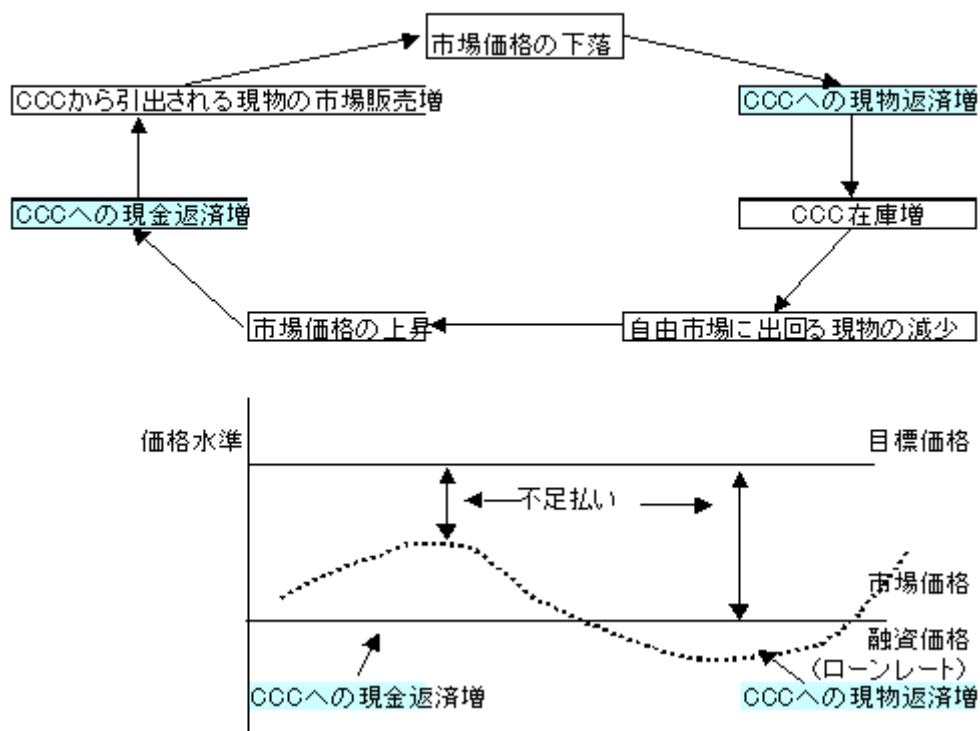
² The Farm Security and Rural Investment (FSRI) Act of 2002. Pub. Law 107-171.

³ 欧州委員会は、2002年農業法について、次の通りコメントしている。「米国は、農家をきわめて生産歪曲的な方法で援助する道を選択したことで、WTO農業協商における農業

政策改革の信頼できる推進勢力としての立場を放棄した。さらに、農家に対して WTO の現行の助成枠の上限まで補助金を交付する結果、米国は WTO 農業交渉の枠組みにおける生産歪曲的助成の追加削減を受けることができなくなった。」参照、European Commission(2002).

4 ローンレート(融資単価)とは、農家が農産物を担保として米国商品金融公社(Commodities Credit Corporation, 以下「CCC」、農務省直轄)から短期間の融資を受ける際の基準単価である。農産物の市場価格がローンレートを上回れば農家は期限内に融資を返済し、農産物を請け戻して市場で売却する。市場価格がローンレートを下回れば、担保農産物を質流れさせることにより、ローンレート相当の手取りを確保する。農家にとっては、事実上、農産物の最低保証価格となる。参照、山下(2004)、77 頁。以上を図式化すると以下の通り。

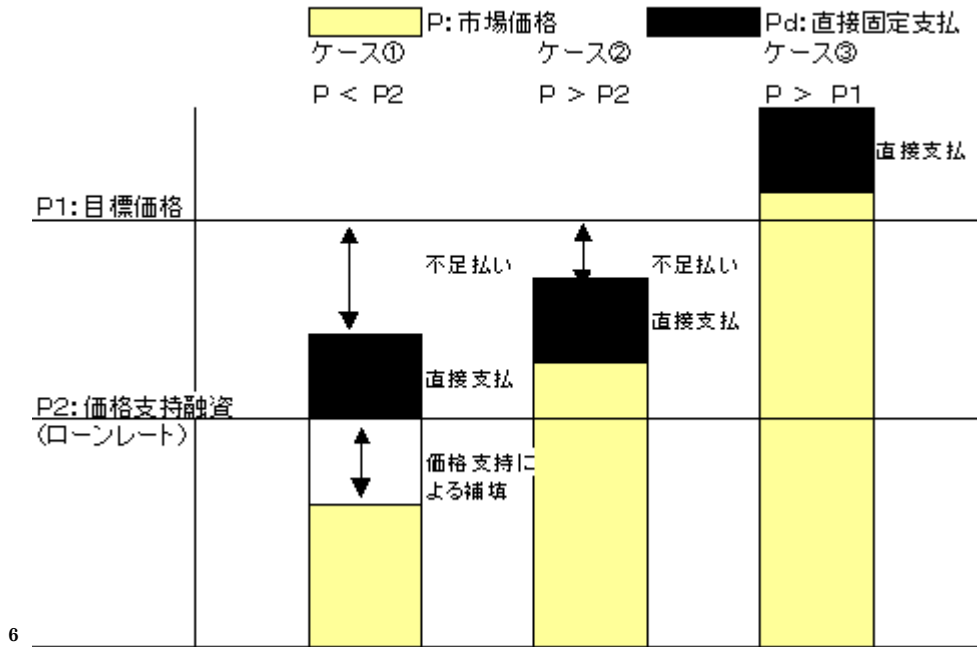
米国の価格支持計画における商品金融公社(CCC)の役割



出典：柴田(2002)。

5 PFC 支払いの計算式は 契約面積 × 過去平均単収 × 支払いレート × 85% である。参照、同前。

価格変動対応型支払(不足払い)制度の仕組み



出典：柴田(2002年)。

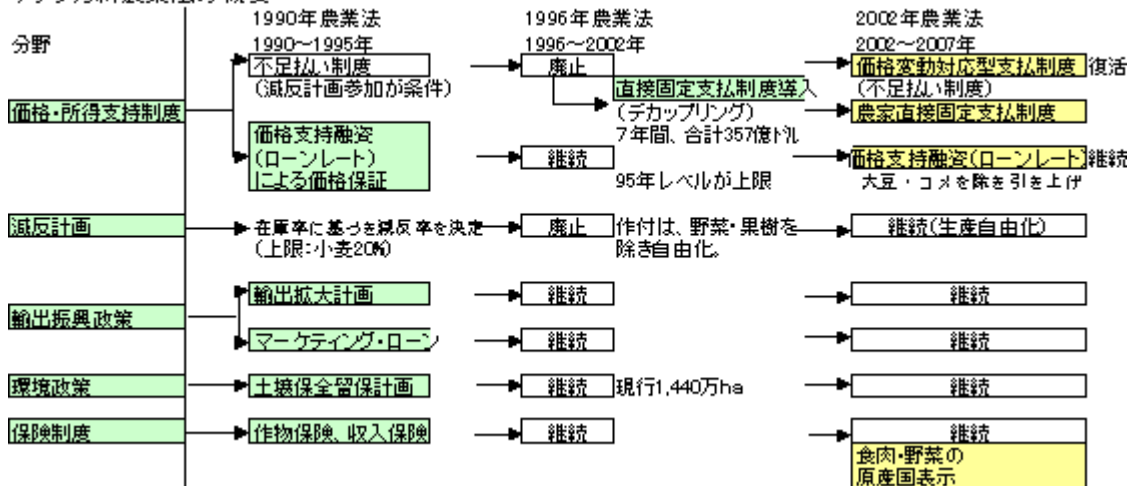
7 The Federal Crop Insurance Act of 1999. Pub. Law 103-354.

8 The Agricultural Risk Protection Act of 2000. Pub. Law 106-224.

9 欧州委員会は以上の国内助成措置の支払い総額を年間 150-200 億ドルと推計している。これは 1996 年農業法の最終年度の支払額を 70% 程度上回る。参照、European Commission, supra n.3.

10 以上の補助金の概要を図示すると、以下の通りである。

アメリカ新農業法の概要



出典：柴田(2002)。

11 ANNEX M-2, Timetable, WT/DS267/R/Add.3, pp.M-5-M-6.

12 ただし、当事国および第三国は第 1 回実質審理第 1 セッションで他の論点に関する陳述を行うことを禁止されない(7.5)。

13 この点はカナダ乳製品事件の 21.5 条事案に関する上級委員会の判断でも支持されてい

る。参照、Canada – Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products – Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States, Appellate Body Report, adopted 17 January 2003. WT/DS103/AB/RW2, WT/DS113/AB/RW2, para.123.

¹⁴ 米国訴訟法上、affirmative defence とは、「訴訟において請求を根拠づけるために主張されている事実を前提としたうえで、新たな事実を主張して請求を理由づけること。通例、新事実の主張者側に burden of proof(証明責任)がある」と説明される。参照、田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、34頁。

¹⁵ 参照、1996年農業法 118条(a)-(b)、2002年農業法 1106条(a)-(d)(本パネル報告 7.376-7.382 に引用)。

¹⁶ Aggregate Measurement of Support

¹⁷ Food, Agriculture, Consumption and Trade (FACT) Act of 1990. Pub. Law 101-624. なお、1990年農業法の制定過程について、参照、Moyer & Josling (2002), pp.77-95.

¹⁸ 最低保証金(deficiency payments)、MLP 支払い、国内使用者向け Step 2 支払い、CI 支払いの 4 種。参照、本パネル報告 7.453, 7.456。

¹⁹ MLP 支払い、国内使用者向け Step 2 支払い、PFC 支払い、MLA 支払い、DP 支払い、CCP 支払い、CI 支払いおよび CS 支払い(7.457)。

²⁰ MLP 支払い、国内使用者向け Step 2 支払いおよび CS 支払い(7.459)。

²¹ 財政支出額方式では、実際に支出された助成額と対象者からの徴収が免除された額の合計が算定される。参照、本パネル報告 7.554。

²² 実際の計算結果(対象期間中のこれらの支払いの合計額)は本パネル報告 7.582 の表 1 に示されている。

²³ 具体的な数値は本パネル報告 7.596 の表 2 に示されている。

²⁴ United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” – Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities, Appellate Body Report. Adopted 29 January 2002. WT/DS108/AB/RW, para.119.

²⁵ Canada – Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft, Appellate Body Report. Adopted 20 August 1999. WT/DS70/AB/R, para.179.

²⁶ この点はカナダ酪農品事件の 21.5 条事案上級委員会報告で述べられている。参照、Canada – Dairy (Article 21.5 – New Zealand and US), supra n.8, para.93.

²⁷ United States – Tax Treatment for “Foreign Sales Corporations” – Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities, Report of the Panel, adopted 29 January 2002. WT/DS108/RW.

²⁸米国の FSC 事件に関する 21.5 条事案上級委員会報告。参照、supra n.19.

²⁹ 1994年のガット XVI 条 1 項に関するパネルの判断は、相殺可能補助金について検討した 7.1466-7.1503 で示されている。ここでは、輸出補助金に関する XVI 条 3 項についての判断のみが示されている。

³⁰ FAPRI(食糧農業政策研究所)モデル。参照、本パネル報告 7.14-7.19 .

³¹ これは英国の Cotlook(Cotton Outlook、民間機関)が発表する世界の主要な高地産綿花市場における下から 5 番目までの取引価格の平均である。参照、本パネル報告 7.1264。

³² 本パネル報告は、ブラジルが非価格連動型国内助成と著しい価格上昇阻害との因果関係を立証していないとしている(7.1350)。

³³ EC も米国の見解を支持した(7.1426)。

³⁴ 農業協定 1 条(f)を参照。なお、1 条(f)にいう期間の終期については、2003年12月31日を指すとすするブラジルと、販売年度(marketing year)を基準とすべきであり、2004年にずれ込むとする米国(および EC)との間で見解が対立した。しかし、付託事項によれば、パネルはパネル設置時点(2003年3月18日)で有効な規定に基づいて判断することについて

両当事国が争わなかったため、パネルはこの点については判断の必要なしとして判断していない。参照、本パネル報告注 469、470 およびそれに対応する本文。

³⁵ 参照、European Commission, *supra* n.3.

³⁶ 参照、*id.*

³⁷ 新堂幸司(1990年)、385-386頁。

³⁸ 同前、386頁。

³⁹ 同前。

⁴⁰ パネルの標準的な審理手続を定めた DSU の附属書 3 は、11 項で「小委員会に関する特別の追加の手続がある場合は、その手続」を置くことを明記している。そのような追加手続として、例えば、岩澤雄司は、パネルが現地調査を行う可能性を挙げている。ただし、岩澤はこれが可能かどうかははっきりしないとする。参照、岩澤(1995年)、109頁。

⁴¹ 例えば、TRIMS 協定と 1994 年のガット III 条、XI 条、SPS 協定と 1994 年のガット XX 条など。

⁴² 参照、DSU 付属書 2。

⁴³ Matsushita *et al.* (2003), pp.282-282.

⁴⁴ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry, Report of the Panel, adopted 23 July 1998. WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R.

⁴⁵ 参照、川合(1999年)、76-77頁。

⁴⁶ この点に関して、パネル報告は、SCM 協定 19.4 条が調査当局に対して、補助金額を「補助金の交付を受けて輸出された製品の単位あたりの補助金の額」に照らして算定し、それを超える額の相殺関税を課してはならないと規定していることに注意を喚起している(7.1176)。

⁴⁷ 例えば参照、今野(2000年)。

⁴⁸ United States – Subsidies on Upland Cotton, Notification of an Appeal by the United States under paragraph 4 of Article 16 of the DSU. 20 October 2004. WT/DS267/17.

⁴⁹ United States – Subsidies on Upland Cotton, Communication from the Appellate Body. 20 December 2004. WT/DS267/18.